

令和3年度第1回京都市客引き行為等対策審議会 摘録

1 日時

令和4年2月4日（金） 午後2時～午後3時30分

2 場所

京都市男女共同参画センター ウィングス京都2F セミナー室B
（京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地）

3 出席者（6名出席）

大浦委員，大島委員，木下委員，佐伯委員，神宮委員，塚本委員
※木下委員は，オンライン参加。

4 議事内容

（開会）

事務局：（配布資料確認）
（委員紹介）
（定足数の確認）

まず初めに，開会に当たり，古川文化市民局長から一言御挨拶を申し上げます。

古川局長： 公私とも大変お忙しい中，また，とても寒い中御参加いただきありがとうございます。平素から様々な京都市政に御支援・御協力を賜り御礼を申し上げます。

この2年間のコロナ禍において，飲食店の営業時間の短縮等で人出が抑制されている中ではあるが，客引き行為の違反が続いており，今年度も既に3度違反者の公表を行っている。そうした中で，禁止区域のなかでは地元の商店街や自治連合会などの方が積極的，主体的に客引き行為禁止の啓発活動をされており，行政，京都府警も一緒になって取り組んでいる。しかし，行政や警察だけの力では，こういった活動は不可能であり，地元の皆様の御支援・御協力があってはじめて成り立つものとコロナ禍において痛感している。

活発なご意見を賜りたく，よろしくお願ひ申し上げます。

事務局：（会長，副会長の選任（議題(1)））

（議事）

佐伯会長： それでは，議事進行について御協力いただくよう，お願いしたい。本日の全体の流れであるが，次第にあるように，議題(2)において，「京都市の客引き行為等対策の取組状況について」，(3)の「今後の客引き行為等対策及び啓発の在り方について」の2点について事務局から御説明いただく。よろしくお願ひする。

（議題(2)：京都市客引き行為等対策の取組状況について）

佐伯会長： それでは，議題(2)の京都市の客引き行為等対策の取組状況について事務局から説明をお願いしたい。

事務局：（資料2に基づき説明）

佐伯会長： ただいまの、京都市の客引き行為等対策の取組状況の説明について御質問等はあるか。

大島委員： コロナ禍の感染状況と対になるように客引きの指導件数が推移していることを、可視化されてみると改めて感じる。2月中旬にはコロナの感染状況がピークアウトするのではないかとされている中で、歓送迎会のシーズンとも重なる時期でもあり、令和4年2月、3月は客引き行為がどういう形で発生するのか、未然にどのように対策を取るのか注意が必要である。

客引き条例の趣旨は、住民や観光客が安心安全に歩けないという状況を未然に防いでいくという観点から、店舗や客引き行為者に対する対策をしているとの報告を受けた。ただ一方でそういった発生源を絶つということについては限界があるとも感じた。というのも、店舗は新規開店と閉店を繰り返しており、掴みどころがないのではと改めて感じたからである。実際に公表している例についてもすでに閉店となっているところもあり、課題だと思った。

行為に及んでいる者の半数が大学生であり、大学と連携した広報に力を入れているというのは、条例制定以降の実態を反映させながら啓発に注力していると感じた。

一方で影響を受けている通行人や観光客の方の実態を把握するというのはこの条例の趣旨ではないと思うが、そのような通報が入っているとか商店街の人から聞いているなど、実際に行為を受けたりしている人について把握しているのか。

或いは、指導等の件数の中には、商店街などから通報を受けて対応したものも含まれているのか詳細を教えてください。

事務局： 通報は、多くはないが週に数回はある。通報の多くは、同じ飲食店で健全な営業をしているものからである。一方で一般の方からの通報で言えば、観光客からの通報が多いような印象を受けている。京都駅付近を観光で歩いていると客引きに声をかけられて不快な思いをしたといった通報内容もある。

通報については、当課で記録に残しており、すぐに対処できるものは職員が現場を確認した上で対応している。通報者の実態については、現場で指導した際は声をかけられた者に対してどのような行為を受けたのか確認はするが、観光客であるか大学生であるかなどの確認はしていない。

大島委員： 健全な営業をされている方の通報が多いのが分かったが、大体の割合は。

事務局： 7割ぐらいいは占めている。飲食店の店主から自分の店の前に立っている等の苦情が多い。

大島委員： その苦情を鵜呑みにするのではなく、裏をとらないと動けないのか。

事務局： そのとおりである。直接現場に行き、確認したうえで、実際に客引き行為が行われていれば指導している。

大島委員： 先ほど報告があったが、居酒屋の方がポスターを欲しいというのは大きい効果かなと思った。健全に営業されている方と見回りをしている町内の方との橋渡しにもなると思う。

例えば、四条通でキャッチセールスが流行った時代に「キャッチセールスにあったら近隣の商店街の組合の店舗に駆け込んでください」と放送がされていた。

客引きに執拗に迫られて断れないという時に駆け込める店舗等の仕組みはあるのか。

事務局： 現在，そのような仕組みはない。実際，執拗な客引きに恐怖を覚えたりした場合は110番通報をしてもらうことになる。商店街に実際に通報があった例としては，Y o u T u b e の撮影をしているものから声をかけられたというのが客引きに行為にあたるのではないかという問い合わせが商店街にあり，当課にも情報が入った例がある。警察や商店街から当課に入った情報は必要な関係先とも情報共有しながら対応している。

大島委員： 客引き行為を受けた人が駆け込める場所があった方が良くと思う。客引き禁止などのステッカーも効果があるとは思いますが，例えば，客引き行為を受けた時に近隣の健全な営業をしている飲食店の方が窓口になるなど，周辺の人が手を差し伸べるような環境をつくることも重要であると感じた。

佐伯会長： 大変重要な指摘であると感じた。数字に表れるのは京都市の取締りの方であるが，商店街の人が今どのように思っているのか，或いは，観光客や市民の方が今どういう意識であるかなどのアンケート調査を定期的に行っていく必要があると思う。条例を制定する際はアンケート調査を実施したが，現状，上手くいってるとか，もっと取締りをしてほしい等，どのように感じているのかアンケートにより把握する必要があると思う。

大島委員指摘の駆け込み寺のようなものについては，警察には連絡しにくいし，かといって京都市に夜間に電話しても繋がらないので，何か困った人が対応できる連絡先などがあれば効果的かと思う。

大島委員： 「こども110番の家」のように「客引き110番の家」のようなものを例えばタクシーに貼ってもらう，というのもよいと思う。

佐伯会長： もう少し気軽に連絡できる場所があればいいと思う。

ポスターが欲しいという声があり配布したという報告があったが，おそらくその店は客引きをしていないと思う。前の審議会でも出ていたと思うが，「私の店は客引きしない店です」というステッカーを京都市で配るのも考えてもいいかと思う。

塚本副会長： 客引き行為を減らす活動をされていると思うが，限界があるのかなと感じている。客引き行為をする者の取締りも必要であるが，今後は客引き行為にのらないような啓発活動も力を入れていく必要があると思う。先ほどの報告で啓発カードを配布しているという話があったが，これも非常に有効な手段だと思う。現状では，啓発カードをどこにどれくらい配っているのか。

事務局： 客引き禁止カードの配布枚数は把握していない。街頭活動等で配布しているが，今後は，協力店舗などにも配布していきたいと考えている。

塚本副会長： カードにあるQRコードは非常に便利であり，アクセスするとすぐに対象店舗が分かる。特に観光客の人達はどこの店舗に入ったらよいか分からないという中で，客引きについて行ってしまうという可能性が非常に高いと思うので，すぐにアクセスできると「ここはやめよう」となると思う。是非啓発に力を入れてもらいたい。

佐伯会長： 啓発活動は非常に大事なことである。引き続き力を入れていただきたい。

木下委員： 初めて審議会に参加して、様々な活動に取り組んでいることを知った。ポスターやデジタルサイネージは非常に効果があると思う。名刺サイズの啓発カードも非常にユニークに作られているし、立札についても、歩いていて視覚的に入ってくるのでこれから効果が出てくるのではないかと思った。

一方で、なかなか客引き行為が減らないという中で、悪質な客引き行為への対策と一般的な啓発活動を分けて考える必要がある。悪質なケースだとぼったくり的のところも含まれていると思われるが、これについてはしっかりと計画を立てて対応しないと難しいと思う。一般的な啓発については、私もこの話を聞くまで基本的なことを知らなかった、つまり、学生とか店側の人でもまだまだ知らない人がいると思う。そのような中での提案であるが、先程不動産業界とも連携を取っているという話であったが、新しく飲食店が開店する時に確実にポスターやカードを配布できる仕組みを作ることが重要である。

もう一つは、大学生がここまで多く関わっていることを初めて知ったが、学内で客引き禁止のポスターを一度も見ることがない。大学は4月に新しい学年が始まるので、4月から6月ぐらいまでの間に啓発キャンペーンを計画して、学生支援課などを通じてポスターやデジタルサイネージ等で啓発すべきである。学内に5、6枚ポスターが貼ってあるだけでも非常に効果があると思うので一時的なキャンペーンであってもやるべきである。啓発カードについても4、5月に学生がキャリアセンターでアルバイトの登録をするので、特に居酒屋等でアルバイトをする学生にカードを渡していくといったルールを作るようにしてはどうかと思う。

佐伯会長： 今後も大学生に対する周知を積極的に進めてもらいたい。

大浦委員： 審議会に参加して、この資料を見るまでどのようなことが起きていて、どのような対策を行っているかということを知らなかったのが驚いている。学生時代を京都で過ごしたが、結婚などもあって、しばらくは繁華街から離れていた。10年程前に繁華街に行ってみると「こんなことになっているのか。」と驚いた記憶がある。驚いたと同時に京都が残念な状況になっているなと思ったので、今回チャンスがあり審議会に参加させていただいた。

商店街の健全なお店の方が損をしないような、その街自体が損しないような取組であってほしいと市民としては思う。

神宮委員： 立札は、ピクトグラムを用いて客引きを表しており、とても分かりやすくて良いし、京都ならではの景観にふさわしいデザインでとても素晴らしい。

「いかのさしみ」の標語はすごく印象的、親しみのあるもので、どういう言葉の頭文字なんだろうと気になり、多く人の関心を寄せる効果があると思うのでとても素晴らしい。

佐伯会長： 立札は良い。図柄で分かるので、外国人への周知にもなるので、積極的に行っ

ていただきたい。

大島委員： 人が動いたり、店が新しく開店したりするときの対応が大事だと思った。例えば、店舗を開店する時に消防署や保健所の許可を取ると思うが、その許可の手続きの時に啓発物品を渡すという取組を定型化してしまうのも良いかもしれない。立札の材質は。

事務局： 桧である。

大島委員： 生木であれば、黒ずんでくると思うので、綺麗に手入れをしないと寿命が短くなってしまう。

事務局： 立札については、指導員が巡回の際にぐらつきや汚れがないかなどの確認をしている。大切にしていきたいと考えている。

佐伯委員： 閉店する店も多くあることから、その分今後新規に開店する店も多くなると思うので、テナントを借りる時に「客引きが禁止されています」ということを伝えていくことが重要となる。

(議題(3))： 今後の客引き行為等対策及び啓発の在り方について

佐伯会長： 次に、議題(3)の今後の客引き行為等対策及び啓発の在り方について、事務局より説明を宜しく願います。

事務局： (資料3に基づき説明)

佐伯会長： 今後の客引き等対策及び啓発の在り方について、これまでの経緯と現在の状況について説明があった。何か質問があれば願います。

大島委員： 報告内容は、ショッキングな現実というか、そういうものが含まれている。過料が必要経費として見做されてしまっている、事業者が割り切っているというところがよろしくない、こわいところだ。もうひとつ、条例に反するような行為のなかにランキング化が進んでいるという事象が生じているのが、悩ましく怖い状況になってきていると思う。

一方で、この状況をすぐさま変えてゆくということはなかなか難しいと思う。説明にあったように、まずは「お客さん目線」に立ったところでの対策に力を入れていくということにならざるを得ないのではないか。この実態は、法律の専門家の見地からみていかがだろうか。

佐伯会長： これは過料ということなので、過料というのは100万円などと取ることはできない、罰金ではないから、大した額を取ることはできない。それよりも客引きをして客に来てもらった方が儲かるということになる。いちばん効果的なのは「公表」ということだが、公表してもそこを誰かが見ているかということ、あまりたくさんの方が見ていないということである。そこで条例の実効性をどう確保するかということが大きな問題である。

また学生アルバイトの話が出ていたが、客引き行為をしている学生はおそらく月50万円くらいの収入があって、なかなか抜け出せないという状況がある。や

はり話すのが上手で、コミュニケーション能力が高い子がいて、そうなると口車にのせられて店に入ってしまう。変な話だが、客引きでコミュニケーション能力を向上させて、就職もうまくいったなどという例もある。やはり客引きは条例違反ということを学生が知らないことが、今までも課題である。客引きという行為は条例で罰せられていて、もし捕まった場合には、名前がインターネットでも公表されるということを知らせていくことが大事だと思う。この実効性を確保するというのは、難しい課題だと感じている。その点いかがだろうか。

塚本副会長： 条例上は過料というところしかないわけで、それを必要経費として見られてしまうと、なかなかそれでは防げないと思う。となると、もうひとつの手段としては公表ということになるわけで、いかにその情報にアクセスしやすくしてゆくかということが必要になってくると思う。現状は、客引き行為をする者として大学生のアルバイトが多いということであり、現状に即した対策がもちろん必要ではあるが、大学生に対する啓発を強めることで、大学生の行為者が減っていくと、今度は専門業者が増えていくことが予想されて、専門業者対策についても今後検討を進めていく必要があると思う。

木下委員： いま大学生の話が出ていた。うちの大学の状況だが、住所が不明だという話があったが、大学のデータベースでは下宿先や実家の住所などをかなり精密なところまで把握している。携帯電話、実家、親の携帯電話まで全部、個人情報にはなるが、情報管理をしている。教えてもらえるかどうかは分からないが、確実に情報は把握している。

それから、こういう条例違反をした学生が、大学で問題になっているのか、学生支援課に問い合わせないといけないが、ある程度問題視されて、何らかの処分をされることもあるのではないかと思うので、そのあたりは大学と連携しながら対策を考えてもらえればいいのではないか。

佐伯会長： 学生の住所などの情報については、大学では問い合わせがあってもたぶん答えないだろうと思う、個人情報保護法によって、犯罪捜査であれば法令上の根拠に基づく照会として答えるが、そうではなければ答えないということになるかと思う。また条例違反で例えば大学が処分できるかということ、これも難しい。過料なので、犯罪行為ではない。犯罪行為であれば、当然懲戒処分の対象となって、いちばん重い場合は退学処分ということになるが、犯罪行為になっていないので、そこが難しいところではある。では、条例で罰金を科すことが出来るかということ、条例制定時から議論してきたことではあるが、犯罪というほど重い反社会性までは持っていないということになるので、そこは過料が限界になってくる。だから、簡単に罰金には出来ない、いろいろ工夫しながらやっているところが、行政の方もジレンマになっている状況ではないか。いかがだろうか。

事務局： 大学に対しての照会であるとか、他府県でも議論になっているようで、公表の際に悪質な違反者に対しては大学名を名前の横につけるとか、そういうことを検討したところもあるようである。しかし「アルバイト」という、大学外の私生活に関することで、大学と客引き行為に関連性のない中では、なかなか大学名を公表できないのではないかと、公表したとすれば、必要以上のプライバシーの侵害ということで、訴訟のリスクを負うのではないかと結論になっている都市が多いと聞いている。

大島委員： 以前の話しでは、犯罪でない限り大学がその点についてあまり積極的ではないということであった。

事務局： あくまでも秩序罰としての過料であり、犯罪ではない。

佐伯会長： 公表によってインターネットにも名前が出るので、就職活動の際にインターネット検索すると、「このように違反して」という経歴がわかってしまうことは、本人にとっては不利益になる。学生さんにとっては就職できなくなるというのは不安を感じるので、効果があると感じる。

やはり条例があって条例に違反すると過料を取られてそういった制裁もある、ということも大学生に周知していく、多くの大学生がこの条例があることを知らないという状況がいちばん問題であるので、やはり積極的に啓発をしてもらいたいと思う。

事務局： 抑止力という意味では、大学生違反者の名前の公表ページにアクセスするQRコードが非常に有効である。現場で客引きの大学生に話を聞くと、QRコードをかざしたら自分の名前が出てくると、客引き行為者のなかでも話題になってきている。そういった意味ではある程度抑止力になっているという効果を感じる。

大島委員： 先ほどQRコードでアクセスしてみたら、PDFではなく、Web形式で公表されているので、これは大きいかなと思う。「アメとムチ」というところで言うと、そういう「ムチ」も大事かもしれないが、何よりそれで困る人がいる、ということの想像力だ。自分が儲かるだけで、一方で泣く人がいていいのか、という状況を社会的にどう判断するかという点をきちんと理解してもらうことが必要かもしれない。その意味で先ほどの学生が作成したポスターは有効であると思う。

塚本副会長： 意見というよりも質問になるが、違反者が最終的に公表に至るまで、どれくらいの期間を設けられているのか。例えば指導を定期的にして、それでもおさまらず3箇月後くらいに公表に至ったのか、それとも半年くらい色々指導してきてやっと公表になったのか、といったような、公表までのスパンなり指導の回数なりは実際どういう状況になっているのか。

事務局： 他都市ではまた違うが、京都市としては、まずは文書指導から入って、それでも違反をすれば勧告となる。勧告に従わずにまた違反行為を繰り返せば命令、命令に違反した場合は過料、公表ということになる。この期間については個人差があり、一概にこれくらいで、とは申し上げにくいですが、過料を科したあとの公表手続きについては、弁明通知書により弁明の機会を与えて、その場で提出してもらうか、後日してもらうかによって日数は異なってくる。弁明通知書の提出から公表まで、内部での事務手続きを含めて約1箇月程度である。ある程度の件数をまとめて公表するというかたちをとっているのですが、ご説明したようにだいたい3箇月ごとのスパンで公表している。

佐伯会長： 過料を科されてから公表まで1箇月くらいだと、相当な期間ということになるだろう。他に何か御意見御質問はあるか。

それでは議題は以上であるが、全体を通じて何かあるだろうか。無いようならば議事を終了し、進行を事務局へお返しする。

(閉会)

事務局： 委員の皆様から貴重な御意見をいただき、お礼申し上げます。

本日の予定は以上である。閉会に当たり、京都市を代表して、文化市民局くらし安全推進部長の津嶋から一言お礼を申し上げます。

津嶋部長： 本日はありがとうございました。冒頭でも局長の古川から申し上げたが、いまはコロナ禍ということで落ち着いている部分もあるが、委員からも御指摘のあったようにまた終息後、あるいは卒業入学を含めた時期にもかかわってくるので、今後もそうしたことを十分想定していかなければならないと思っている。今日たくさんの御意見を頂く中で、やはりなかなか過料5万円というのが響いていないという点でいえば、啓発をしてそうした店に行かない、公表された名前や店名を多くの方に見て頂くということが、過料よりも効果があるということが時代の流れのなかで明らかとなっていると思った。やはり学生と関わり、広報するなかで、大学をはじめ地元商店会含めて協力いただく中で対策を進めてゆきたいと思っている。引き続き御協力をお願い申し上げます。